

第27号議案

中間市介護保険条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

中間市長 福田 浩

中間市介護保険条例の一部を改正する条例

中間市介護保険条例（平成12年中間市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第9条中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</p> <p>第9条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により第12条第1項第2号、第3号又は第5号に掲げる者のうち市長が必要があると認めるものが、令和元年度分から<u>令和4年度分</u>までの保険料（令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</p> <p>第9条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により第12条第1項第2号、第3号又は第5号に掲げる者のうち市長が必要があると認めるものが、令和元年度分から<u>令和3年度分</u>までの保険料（令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、第1号被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、令和2年1月以前の納期に係る納期限が同年2月1日以後に定められているものを除く。）の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>